



鳥取県公報

令和3年3月19日(金)
号外第25号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(2) (交通企画課) 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
(公安委員会にする申請等の経由先) 第1条 略 2 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。		(公安委員会にする申請等の経由先) 第1条 略 2 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。	
書類	機関	書類	機関
略		略	
運転免許取消申請書、運転 経歴証明書交付申請書及び運 転経歴証明書再交付申請書、 施行規則第30条の12第2項の 届出書並びに第21条の3及び 第23条の届書	鳥取県警察本部 運転免許課、鳥取 県自動車運転免許 試験場又は住所地 を管轄する警察 署。ただし、法第 104条の4第1項 後段の申出を併せ て行う運転免許取 消申請書にあつて は、鳥取県警察本 部運転免許課又は 鳥取県自動車運転 免許試験場とす る。	運転免許取消申請書、運転 経歴証明書交付申請書及び運 転経歴証明書再交付申請書、 施行規則第30条の12第2項の 届出書並びに第21条の3及び 第23条の届書	鳥取県警察本部 運転免許課、鳥取 県自動車運転免許 試験場又は住所地 を管轄する警察 署。ただし、法第 104条の4第1項 後段の申出を併せ て行う運転免許取 消申請書にあつて は、鳥取県警察本 部運転免許課又は 鳥取県自動車運転 免許試験場とす る。
第3条第2項の申請書	鳥取県警察本部 交通部交通規制課 又は鳥取県内の各 警察署		
(軽車両の乗車又は積載の制限) 第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人 員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の 制限は、次に掲げるとおりとする。 (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。		(軽車両の乗車又は積載の制限) 第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人 員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の 制限は、次に掲げるとおりとする。 (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。	

ア 自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。

(ア) 略

(イ) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者（以下「幼児」という。）1人を幼児用座席（幼児を乗車させるための乗車装置をいう。以下同じ。）に乗車させる場合

(ウ)・(エ) 略

(オ) タンデム車（2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合

(カ) 略

イ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2)～(4) 略

別表第2（第7条の2関係）

路線名	区間
-----	----

ア 2輪又は3輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。

(ア) 略

(イ) 16歳以上の運転者が6歳未満の者（以下「幼児」という。）1人を幼児用座席（幼児を乗車させるための乗車装置をいう。以下同じ。）に乗車させる場合

(ウ)・(エ) 略

(オ) 16歳以上の運転者が次の表に掲げる道路において、タンデム車（2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合

路線名	区間
一般国道431号	境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から米子市夜見町字砂浜三3097-24地先まで（自転車歩行者専用道路に限る。）
一般県道鳥取河原自動車道線	鳥取市江津地内鳥取市道江津浜坂線と接続する地点から同市国安地内一般国道53号と接続する地点まで（同市天神町地内古市橋を除く。）
一般県道倉吉東郷自転車道線	倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内湯梨浜町道北浜 ^{めい} 中学校新川線と接続する地点まで
臨港道路竹内マリーナ線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内南線と接続する地点
臨港道路竹内南線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内マリーナ線と接続する地点から境港市高松町地内一般国道431号と接続する地点まで
夢みなと緑地内道路	境港市竹内団地255-1から臨港道路竹内マリーナ線と接続する地点まで

(カ) 略

イ 2輪又は3輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2)～(4) 略

別表第2（第7条の2関係）

路線名	区間
-----	----

略	
一般国道313号（北条湯原道路）	倉吉市福光地内一般国道313号（北条湯原道路）倉吉西インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接続する地点まで
略	
主要地方道倉吉由良線	東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地内一般県道羽合東伯線と接続する地点まで
主要地方道倉吉赤碓中山線	倉吉市福光地内一般国道313号（北条湯原道路）倉吉西インターチェンジから同市秋喜地内倉吉市道西倉吉工業団地中央線と接続する地点まで
略	

別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）

放置違反金納付命令書 第 号 年 月 日 様 鳥取県公安委員会 印	
あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。 同封の納入通知書により納付してください。	
記	
納付の場所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。）
略	
略	

注 略
 教示 略

略	
一般国道313号（北条倉吉道路）	倉吉市和田地内一般国道313号（北条倉吉道路）倉吉インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接続する地点まで
略	
主要地方道倉吉由良線	東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地内一般県道羽合東伯線と接続する地点まで
略	

別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）

放置違反金納付命令書 第 号 年 月 日 様 鳥取県公安委員会 印	
あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。 同封の納入通知書により納付してください。	
記	
納付の場所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、 <u>鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県以外の都道府県に所在する株式会社ゆうちょ銀行の本店、支店又は代理店では取扱いできません。</u> ）
略	
略	

注 略
 教示 略

備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）
（表）

	第 号 年 月 日
様	
鳥取県公安委員会 印	
督 促 状	
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。</p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。</p> <p>なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>	
記	
略	
略	
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いできます。）
略	

注 略

教示 略

備考 略

（裏）

略

備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）
（表）

	第 号 年 月 日
様	
鳥取県公安委員会 印	
督 促 状	
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。</p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。</p> <p>なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>	
記	
略	
略	
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いできます。 <u>ただし、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県以外の都道府県に所在する株式会社ゆうちょ銀行の本店、支店又は代理店では取扱いできません。</u> ）
略	

注 略

教示 略

備考 略

（裏）

略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。